



三重県公報

令和7年8月5日 (火)
第 640 号
毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
海 調 委 告 示			
5	遊漁のまき餌釣り等についての指示	(海区漁業調整委員会)	2
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	3
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	4
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	4
	第54回採石業務管理者試験の実施	(防災砂防課)	4
	令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(災害対策推進課)	5

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 5 号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

令和 7 年 8 月 5 日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5 この指示の有効期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（海外）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点 A、B、C、D、E、F、G、H、I、J の各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点 A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点 B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点 C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点 D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点 E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点 F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点 G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点 H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点 I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒
---	---

	点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 8 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

雲出揚溝土地改良区（津市雲出本郷町 1388-1）

退任理事

津市雲出島貫町 836-7	伊豆川 恭 英
〃 雲出長常町 652-2	田 中 久 生
〃 雲出本郷町 1192	鈴 木 正 直
〃 雲出島貫町 490	尾 崎 慶 和
〃 雲出伊倉津町 1838-2	和 田 真 輔
〃 雲出長常町 1049	勝 谷 誠 章
〃 〃 826-2	宮 崎 章
〃 雲出島貫町 58-1	出 口 敏 一
〃 高茶屋 1 丁目 12-19	世 古 郁 雄
〃 香良洲町 5569-1	長 井 幸 治

退任監事

津市雲出本郷町 1268	別 所 憲 一
〃 雲出長常町 773	木 崎 隆 司
〃 雲出島貫町 126	出 口 宣 行

就任理事

津市雲出長常町 862-1	白 藤 清 行
〃 雲出島貫町 1022-3	田 中 進
〃 雲出長常町 773	木 崎 隆 司
〃 雲出本郷町 1184-3	北 川 幸 治
〃 雲出島貫町 489-2	原 田 耕 治
〃 雲出長常町 826-2	宮 崎 章
〃 雲出島貫町 58-1	出 口 敏 一
〃 高茶屋 1 丁目 12-19	世 古 郁 雄
〃 雲出伊倉津町 88-2	和 田 茂
〃 香良洲町 5569-1	長 井 幸 治

津市雲出長常町 848-1

川口 徳信

就任監事

津市雲出本郷町 1088-2

山田 英次

〃 雲出島貫町 377-2

稲田 幹也

〃 雲出本郷町 1650-3

工藤 隆

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第一土地改良区（いなべ市大安町高柳 592 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 8 月 5 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 岩内山口池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 8 月 5 日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 7 年 8 月 6 日から同年 9 月 3 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、第 54 回採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 8 月 5 日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験期日
令和 7 年 10 月 10 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
津市広明町 13 番地
三重県庁 講堂
- 3 受験願書の受付期間
令和 7 年 8 月 15 日から同年 9 月 5 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を次の

とおり実施します。

令和7年8月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験期日
令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
津市栄町一丁目891番地
三重県勤労者福祉会館6階 講堂
- 3 受験願書の受付期間
令和7年9月12日から同年10月3日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年8月5日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 7月24日	員弁郡東員町大字山田字木之倉2888の一部ほか1筆及び字北前塚3847	員弁郡東員町城山2丁目22-10 くすのき不動産株式会社 代表取締役 安海 賢二

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年8月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県防災情報プラットフォーム構築及び運用保守業務
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和13年12月26日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県庁、委託者事業所、システム基盤設置場所及び委託者が許可した場所
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、入札時に価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
 - (6) 評価基準額
375,000,000円（消費税及び地方消費税を含みません。）
※ 評価基準額は、予定価格ではありません。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 共同企業体を結成して参加する場合は、三重県防災対策部業務委託共同企業体取扱要綱に定める要件を満たす者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 共同企業体を結成して参加する場合は、4(1)の申請をするまでに、全ての構成員が調達システムの利用登録を行う必要があります。そのうえで、本システムを利用する際は共同企業体の代表者が、自身の事業者登録用ユーザID及びICカードを用いて利用してください。その際、本システムにおいては共同企業体の代表者の単独企業としての情報が表示されますが、4(2)に示す業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書等が提出された場合は、共同企業体様式第1に記載された共同企業体として提出されたものとみなします。
- (5) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (6) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年9月1日（月）12時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

共同企業体を結成して参加する場合は、(2)に示す業務委託共同企業体参加資格審査申請書等を書面により提出してください。

また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を令和7年10月2日（木）12時まで7(1)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書等（共同企業体様式第1から第3まで）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案聴取会の実施

- (1) 技術提案聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）の出席をお願いします。
- (2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部災害対策推進課情報通信班 担当 岡島

電話 059-224-2157 ファクシミリ 059-224-2199

- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和7年9月30日（火）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月11日（木）17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月11日（木）17時までに通知書を発送します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等
- ア 日時
入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年9月17日（水）17時まで
- イ 場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県防災対策部災害対策推進課情報通信班 担当 岡島
- ウ 方法
提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に示す担当部局に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県防災情報プラットフォーム構築及び運用保守業務提案書等在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施
- ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和7年9月26日（金）予定
- イ 具体的な日時及び開催方法は後日連絡します。
- ウ 技術提案書聴取会の所要時間は40分とし、うち説明は20分以内とします。
- エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年9月30日（火）15時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和7年9月30日（火）15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県防災対策部災害対策推進課情報通信班
案件名 三重県防災情報プラットフォーム構築及び運用保守業務入札書在中
- (9) 開札の日時及び場所
日時 令和7年9月30日（火）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県防災対策部防災対策総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 7 年 8 月 21 日（木）12 時まで

結果回答 令和 7 年 8 月 28 日（木）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Development and Operation/Maintenance duties of the Mie Prefecture Disaster Prevention Information Platform
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, September 30, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Tuesday, September 30, 2025.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, September 30, 2025.
- (4) Managing Authority:
Disaster Countermeasures Promotion Division, Department of Disaster Prevention, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2157 (Japanese only)
- (5) Language and Currency used in the Tendering Procedure:
Japanese and Japanese currency

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 入札価格の評価
入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、200 点を満点とする入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。
- (2) 提案内容の評価
提案書評価表に基づき提案内容の評価し、400 点を満点とする提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」といいます。）を与えます。
- (3) 合計点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合
当該入札者間で調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

なお、「価格評価点」は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。

「価格評価点」 $= 200 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※ 入札価格は令和 7 年度から令和 13 年度までの年度別価格の総合計です。

※ 入札価格は消費税及び地方消費税抜きの額です。

K：評価基準額（税抜き）（円）

※ 評価基準額（税抜き）は 375,000,000 円とします。

※ 評価基準額は入札に当たっての評価のための数値で予定価格ではありません。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

(1) 提案評価項目の配点

分類別の配点は次表のとおりとします。なお、詳細な項目別の配点については、提案書評価表に記載します。

分類	配点	内容
1. 全体概要	20	業務実施における全般的な提案内容（2 項目）
2. プロジェクト推進体制	25	事業者の推進体制、スケジュール（2 項目）
3. 機能要件	195	提案するシステムの機能（11 項目）
4. 非機能要件	75	提案するシステムの処理能力等（5 項目）
5. システム導入	10	初期データの整備、研修（1 項目）
6. 運用保守	60	運用保守体制、障害対応（3 項目）
7. 追加提案	15	仕様に記載していない追加の提案（1 項目）
合計	400	

(2) 項目評価点の考え方

項目ごとに、次表のとおり評価します。

評価点	基準
5	特に優れた提案
4	優れた提案
3	標準的な提案
2	やや劣る提案
1	非常に劣る提案
0	記載が無い

(3) 技術評価点の考え方

「項目評価点」は、各委員が評価した点数の合計を委員数で割った平均点に提案書評価表に示す各評価項目の比重を乗じた点数とします。

「技術評価点」は、「項目評価点」の合計とします。

「技術評価点」は、小数点 1 桁目までを有効とし、小数点 2 桁目を四捨五入します。

4 落札候補者の決定要件

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としませんが、明らかに仕様を満たさない者は落札候補者としません。

また、入札金額内訳書に記載する年度別価格（令和 8 年度は構築分と運用分に分割）が、以下に示す金額（支払限度額）を超える場合は、落札候補者としません。

年度別支払限度額（消費税及び地方消費税を含みません。）

令和 7 年度	100,727,200 円
令和 8 年度（構築分）	84,272,800 円
令和 8 年度（運用分）	12,664,000 円
令和 9 年度	38,000,000 円
令和 10 年度	38,000,000 円
令和 11 年度	38,000,000 円
令和 12 年度	38,000,000 円
令和 13 年度	25,336,000 円

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
